

早島町プレミアム付商品券 実施要綱

つくぼ商工会

《商品券取扱事業所の募集について》

1. 応募資格 早島町内で事業を営んでいる商工業者等
(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律、第2条に規定する風俗関連営業等に係るものを除く)
2. 募集期間 令和元年7月22日(月)～令和元年8月13日(火)【必着 期限厳守】
3. 応募方法 取扱事業所登録申請書(様式1)により申請する。(郵送又は商工会早島支所に持参)
4. 申込先 つくぼ商工会早島支所
〒701-0303 都窪郡早島町前潟360-1 (持参の場合は、平日の午前9時～午後4時)

《商品券の取扱いについて》

1. 使用期間 令和元年10月5日(土)～令和2年2月29日(土) 厳守(期限後は無効)
2. 使用方法 ①商品の販売、役務の提供を対象とする。 ②現金と同様の扱い
③商品券使用の際、釣り銭は出さない。
3. 対象外商品等 ①出資や債務の支払い(税金、振込手数料、電気・ガス・水道料金など)
②有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
③タバコ事業法(昭和59年8月10日法律第68号)第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
④事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入
⑤土地・家屋購入、家賃・地代・駐車場(一時預かりを除く)等の不動産に関わる支払い
⑥現金との換金、金融機関への預け入れ
⑦風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業に係る支払い
⑧特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
⑨商品券の交換又は売買

《商品券の換金について》

1. 換金方法 下記受付期間内に、「換金申請書」(様式2)に必要な事項を記入し、つくぼ商工会早島支所へ商品券と換金申請書を提出する。
後日、換金手数料を差引き、指定の口座に振り込むものとする。
2. 換金手数料

つくぼ商工会会員	商工会会員以外
0%	2%

※つくぼ商工会非会員が、登録申請と同時に商工会加入申込を提出した場合は、会員扱いとします。

3. 換金受付期間 令和元年10月25日(金)～令和2年3月5日(木)
9:00～15:00(土・日・祝日・年末年始は除く。)
4. 支払日

	換金受付日	支払日
1回目	毎月10日 ※土日の場合は翌日とする。	その月の20日(10日受付したもの) (金融機関営業日外の場合はその翌日)
2回目	毎月25日 ※土日の場合は翌日とする。	翌月の5日(25日受付したもの) (金融機関営業日外の場合はその翌日)

※令和2年2月26日(水)以降の商品券は3月5日(木)までに窓口を持参して下さい。

振込日は3月12日(木)となります。

※3月5日(木)以降は換金の受付はできませんのでご注意ください。

《商品券の販売について》

1. 商品券 ・ 1冊（500円券×10枚綴）を4,000円で販売（額面5,000円分）
・ 販売総数 10,000冊 額面5,000万円（内プレミアム分1,000万円）を想定
2. 販売方法 ・ 早島町より送付された購入引換券等を持参し、早島町役場にて販売
3. 購入対象者 ①早島町内に居住する扶養外住民税非課税者
②平成28年4月2日から令和元年9月30日までに生まれた子のいる世帯の世帯主
4. 購入限度 購入対象者①：一人につき5冊まで
購入対象者②：子ども一人につき5冊まで
※購入限度の5冊までは、冊単位で何度かに分けて購入することも可能です。
4. 引換期間 令和元年10月5日（土）～令和2年1月31日（金）
平日の8時30分～17時15分
ただし、初日10月5日のみ土曜日に引換します。（9時～16時）
5. 使用期間 令和元年10月5日（土）～令和2年2月29日（土）
6. 取扱事業所の表示 ポスター、ステッカーを店頭等に掲示（登録事業所毎に無料で配布する。）

※後日、取扱事業所向け説明会を開催します。（9月中旬頃開催予定、8月下旬に案内します）